

訪問入浴介護サービス重要事項説明書

利用される方に対する訪問入浴介護サービスの提供開始にあたり、平成 24 年京都府条例第 27 号第 53 条の規定に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業の目的（契約書第 1 条参照）

その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、訪問入浴介護サービスを提供します。

2. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	京都府宮津市字鶴賀 2109 番地の 2
代表者名	会長 小田 和 夫
電話番号・FAX	(電話) 0772-22-2090・(FAX) 0772-25-2414

介護保険法令に基づき京都府知事から指定を受けている介護事業の種類	訪問入浴介護事業
介護保険法令に基づき京都府知事から指定を受けている事業者指定番号	2672100019

3. 職員体制

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

職 種 ・ 資 格	常勤	非常勤	職 務 内 容
管理者（兼務）	1 名		事業の総括
サービス提供責任者	1 名		サービスの調整、技術指導等
看護師		3 名	訪問入浴介護サービス
保健師		2 名	
看護師		1 名	
准看護師		0 名	
介護員	1 名	2 名	訪問入浴介護サービス
介護福祉士	1 名	2 名	
実務者研修修了者		0 名	
ホームヘルパー養成研修 2 級課程修了者		0 名	
事務職員（兼務）	1 名	1 名	事務

4. 営業時間および区域

営業日	月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで
営業区域	宮津市および与謝野町の区域

5. 当事業所が提供する訪問入浴介護サービスについて（契約書第3条、第4条参照）

(1) サービス内容

当事業所では、介護支援専門員等が立てた居宅サービス計画に従いサービスを提供します。利用者やその家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、見直すこともできます。

<サービス区分及びサービス内容>

① 訪問入浴介護

- 入浴車がご家庭に訪問し、入浴サービスの提供をします。サービスは、利用者の体調を考慮して提供するものであり、高温入浴ではなく、身体を清潔に保つことを目的とします。
- 入浴介助・洗髪…入浴の介助や洗髪などを行います。
- その他必要な身体介護を行いません。

② 清拭または部分浴（ご家庭に訪問し、身体の保清または手、足など身体を部分的に洗います。）

③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 利用料金（利用者負担額）（契約書第5条、第7条参照）

① 訪問入浴介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、下記の各表に掲げる額（厚生労働大臣が定める基準による1割又は、一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割又は3割）で算定（加算）した金額を、同保険の適用を受けない場合は所定の額をお支払いいただきます。

② 利用料金は、利用された方に対し、サービスを提供した月の翌月20日までに介護サービス内訳を記載した請求書を送付します。

③ 利用料金は、利用料金支払い確認書の方法でお支払いいただきます。

【利用者負担基準額】

	1割	2割	3割
看護職員1名、介護職員2名で入浴サービスを行った場合	1, 266円	2, 532円	3, 798円
介護職員3名で入浴サービスを行った場合	1, 203円	2, 406円	3, 609円
清拭または部分浴の入浴サービスを行った場合	1, 139円	2, 278円	3, 417円

【各種加算】

加算項目	加算金額及び加算率
初回加算	初回に利用した月に200円を加算
サービス提供体制強化加算（I）	1回につき44円を加算
介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数により積算した単位数10.0%を加算
看取り連携体制加算	死亡日含めて30日を上限として 1回につき64単位加算

（3）利用料金の償還払い

事業者が介護保険事業の利用料の代理受領を行わない場合は、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付しますので必要な場合は申し出ください。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて住所地の市、町行政介護保険担当係に申請すると介護給付費が支払われます。）

（4）サービス提供に要する実費負担額（契約書第5条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は別途必要経費をいただく場合があります。（サービス利用料とともに1か月ごとにお支払いいただきます。）

（5）サービス提供に要する実費負担

訪問入浴サービス提供時に、たわしと利用者のベッドを防水するためにレジャーシートを使用しますので、準備していただくか当事業所から実費で購入をお願いします。（サービス利用料とともにお支払いいただきます。）

(6) サービス提供にあたっての条件

訪問入浴介護サービス提供時には、家族等の同席（立会人）を得られることが条件となります。

6. 訪問入浴サービスの中止について

次の場合には、訪問入浴介護サービスを中止いたします。その場合の経費は事業所負担といたします。

- ① 訪問時に利用される方の身体的および精神的等により、訪問入浴介護サービスが困難な状態の場合。
- ② 担当訪問入浴職員が訪問移動時において交通停滞・交通事故等により、訪問入浴介護サービスが出来なくなった場合。
- ③ 気象状況および災害等により、訪問入浴サービスが出来なくなった場合。
- ④ その他訪問入浴介護サービスを中止するに相当の事由がある場合。

7. キャンセル料について（契約書第6条参照）

訪問入浴介護サービスをキャンセルされる場合には、サービス実施日の前日午後5時までにご連絡ください。前日までに連絡がなく、当日キャンセルされた場合は、キャンセル料として、利用料の1割をお支払いいただきます。

ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由は除きます。

8. 訪問時間について

交通事情・悪天候・前訪問先でのアクシデントの緊急対応等により、訪問時間が遅れる場合があります。

9. 事故発生時の対応方法（契約書第11条参照）

サービス提供中に容態の変化や事故等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急車、ご家族、介護支援専門員、市等へ連絡します。また、当事業所の責任において事故が発生したときはその損害を賠償します。

10. 診断書等の提出について

当事業所が訪問入浴介護サービスを提供する上で、利用される方の健康診断書等が必要とした場合には、指定した期限までに必ず提出してください。その場合の経費については、自己負担となります。また、感染症を有し、訪問入浴従事者等に重大な影響を与えるおそれがある場合は、治療が済むまでサービスの提供をお断りする場合があります。

11. サービス記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。居宅サービス計画およびサービス提供ごとの記録はサービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要なコピー料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について (契約書第 12 条)

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適正な取扱いに努めるもの」とします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従事者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従事者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者である期間及び従事者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保持について

事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

1 3. 留意事項(禁止行為について)

看護職員及び介護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為(ただし、看護職員が行うバイタルチェック等を除く。)
- (2) 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり。
- (3) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食。
- (5) その他、利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

1 4. 身体拘束について

事業所は、利用者への身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。)を行いません。

1 5. 虐待防止について

- ① 事業所は、利用者への虐待防止、差別の禁止、その他人権の擁護のために、虐待防止委員会を設置します。委員会は、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施を行います。
- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを宮津市に通報するものとする。

16. 感染症の予防およびまん延防止について

事業所は、職員や利用者の健康保持の観点から感染症対策に努めることを目的とした、感染症の予防及びまん延防止のための委員会を設置します。委員会は、感染症対策に係る指針及び業務継続計画、感染症対策マニュアル等の作成及び職員への周知、研修及び訓練の実施等を行います。

17. 損害賠償保険への加入

当事業所は、次の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	(株) S. R. M (エス. アール. エム)
保険名	まごころワイド賠償責任保険
補償の概要	訪問入浴従事者の不注意により、第三者の心身や財物に損害を与えた場合などの事故により、事業所が利用者に損害賠償を負った場合に、1事故あたり3億円以内で事業所に補償するものです。

18. 苦情受付について (契約書第13条参照)

利用者またはご家族の方からの苦情は、次の窓口にて受け付けます。受け付けた苦情は、迅速、適切に対応します。

宮津市社会福祉協議会 担当者 直田玲子	利用 時間	平 日	午前8時30分～午後5時15分 土・日・祭日・年末年始（12/29～1/3）を除く。
	利用 方法	電 話 F A X 面 接	0772-22-2090 0772-25-2414 可
宮津市健康福祉部 健康・介護課 介護給付係	利用 時間	平 日	午前8時30分～午後5時15分 土・日・祭日・年末年始（12/29～1/3）除く
	利用 方法	電 話 F A X 面 接	0772-45-1619 0772-22-4801 可
与謝野町 福祉課 介護高齢係	利用 時間	平 日	午前8時30分～午後5時15分 土・日・祭日・年末年始（12/29～1/3）除く
	利用 方法	電 話 F A X 面 接	0772-43-9021 0772-42-0528 可
国民健康保険団体連合会	利用 時間	平 日	午前9時00分～午後5時00分 土・日・祭日・年末年始（12/29～1/3）除く
	利用 方法	電 話 F A X 面 接	075-354-9090 075-354-9055 可
京都府丹後保健所 企画調整課	利用 時間	平 日	午前8時30分～午後5時15分 土・日・祭日・年末年始（12/29～1/3）を除く。
	利用 方法	電 話 F A X 面 接	0772-62-0361 0772-62-4368 可

訪問入浴介護サービスの開始にあたり、契約書および本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

訪問入浴事業者

所在地 京都府宮津市字鶴賀 2109 番地の 2
名 称 社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会

説明者 職名 サービス提供責任者

氏名 中 西 文 ㊟

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問入浴介護サービスについての重要事項の説明を受け、説明内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者 住所

氏名 ㊟

(代 筆) 氏名

利用者の代理人 住所

氏名 ㊟